社説

東本願寺騒動の始末

東本願寺改革の氣焰はさす〳〵熾にして容易に靜まる可しとも思はれず事の發端は同派の學校に於て本山の改革を唱へ一同退學を命ぜられしより起りしものにして是等の發頭人は末寺末派に氣脈を通じて檄を飛ばし遊説を試み專ら宗内各寺の奮起を促したる爲め火の手は忽ち四方に擴がりて此處にも集會、彼所にも運動、有志の徒は續々京都に攻め上りて本山に改革を迫る其趣意は會計の不始末、布教の不行屆を責むるに在りて先づ末寺の議會制度を設け執事を營へて會計を整理し宗務を改良す可しと主張すれども本山も亦相應に防禦線を張て容易に落城せず會計は斯く〳〵の次第にして不始末には非ず宗門に議會は前法主の遺志に背くが故に採用するを得ずとて夫れ〳〵辯解もし說明もしたれども斯くては固より改革派を慰撫するに足らざるみと明なれば本山も一歩を讓て遂に多少の改革を試みたり即ち執事以下の役僧を任免すると共に議制局の制を改め從來は只條例の制定改正のみを議決するに止まりしものを擴張して今度は收支豫算を議定し且つ之を監督するのみならず廣く門末の建議書をも受理するの權を與へ其賛成の半數も是迄は寺務役員を以て任じ來りしに自今寺務役員の任命を廢して更らに二十名の特撰賛成員を置くみと〳〵爲りしかども物論は尙は收まらず改革は始息の改革のみ根本的大改革を爲すに非ずんば滿足せずとて〳〵不平を唱へ新任の役僧も本山の意見に從へば改革派の非難を招き改革派の說を容れんとすれば本山の意に背かざるを得ず進退維れ谷るの窮境に陷りて果敢〳〵しく宗務を始末するみと能はず騒動はいよ〳〵切迫して遂に本山の糧道を絶たんとし斯くの如き不始末なる本山に向て寺拾金を納むるも徒に無益の役僧の懶を肥すのみ後日は兎もあれ今日の出金は無益なりと吹聽するものありしより本山の收入は著しく減じて平日ならば一日平均千圓以上もある可き筈なるに悪口かは知らざれども近頃三圓内外の日もありしと云ふ然れども本山にては三年や五年は實食しても餓死するみとを得べしとて容易に屈する色なく改革派も亦本山が本山ならば此方にも覺悟あり我々も等しく親鸞の末弟子にして何處までも眞宗の僧侶なれば本山にして若しも我々の意見を容れずんば別に宗務所を開て宗務を執行す可しとて飽まで反抗する其趣は恰も先年議會と内閣と相衝突し議會は内閣の不信任を云々して騒擾に大創減を加へんとし内閣は死守して讓らず兩々相制禦して互に一歩も進むるみと能はざりしが如し宗派の騒動なりと云ふ可し騒動の樣子は凡を右の如く紛糾して雖ども後は如何に成行く可きやと云ふに我豊の所見を以てすれば双方の爭點を明にして事本の非を決るに非ざれば假令ひ今日改革派の口に唱ふる所の要求を全部貫徹するみとて以て一段の不平を慰するに足らざるなり騒擾の發端は會計の不始末、布教の不行屆云々の外事ら言はれども是れは只表面の口實にして其實は本願寺に在る者は目擊する所は無理の不倫不品行に在るのみ大和尚の不行狀は天下に聞ゆる事實にして内食妻帶は宗規の自由なれども自由に乘じて法外に逸する其有樣は病人が藥用の爲めとて僅に許された る酒の盃を過ごして牛飲泥醉するものに長ならず正室の外に幾多の侍女を飼ふて飽に内の紊亂を致すのみならず時としては花柳の街に遊び別莊の酒に醉ひ細衣と紅裙と相共に亂れて翻々たるが如き醜態ふを宗内不平の眞の原因なれ我輩の耳にしたる事實を逐一枚擧するときは瞭然なる醜態にして掩て筆端の汚とも爲す可き筈なるに今日その管長の擧動は如何ん天下萬目の視る所にて能く其本職に堪たりと辨護する者はなかる可し否な其門内既に紛論を生じて論鋒は暗々裡に向ふ所を一にすれども管長は恬として知らざるものゝ如し宗門内の議論は固より政府の干渉す可き所にあらざれども其紛論の擧は直に宗流の人心に影響して世の安寧に害あり此一段に至りては從前政府の慣行に於ても看過せざる所なれば内務省に各宗管長の任免を認可するの權あるみそ幸なれ眞宗大谷派の管長にしていよ〳〵其職に堪へずして遂に世安にも不利なりと認めたる上は自から處分の法ある可し我輩は一方に法主の悔悟改心を勸告すると共に一方には宮内省内務省の決心を促すものなり

貴族院議事（三月十八日午前十時開議）

書記官の報告了るや安藤則命氏は議事に先ち一言し置き度き事ありと述べて席上より大聲に論じて曰く鹽に第六議會に於て石代過剩金下賜請願の件に付き安藤則命が二十四字の入字を爲し文書を捏造したりとの時の内務次官桜岡素毅氏は議院に向て公言したり之に對し本員は屢々辨明して其事實の證明を求めたれども政府は更に明答を與へず今や安藤則命は此事に關し盡力せられたる議員諸氏に對しても默々に附するみと能はざる場合となれり新内閣は此事實を明にして雪寃の榮を與へらるゝや否や不幸にして本員は病氣の爲め目下取調を爲す能はざるも病氣の故を以て之を廢せず他日必ず此事を提起して飽まで事實の證明を得んと欲するなり依て茲に一言し置くと次に久保田讓氏は普通教育に關する質問書を本日提出し置きたるに依り聊か其理由を開陳すべしと述べて登壇し先づ質問書を朗讀して後擱て述べて曰く學齢兒童をして普く充分の教育を受けしむるは尤も力むべき處なるに然るに現在教員の數は全國を通じて六萬に過ぎず若しも完全なる教育を行はんとすれば生徒の數に割合して尙ほ師範生徒の定員に三四萬人の增加を爲さゞる可らず翻に政府は教育上の費支出を惜みて普通小學校の經費は悉く市町村費を以て支拂せしめ國庫よりは幾何をも支出せざるなり何を以て完全なる教育を望むを得んやと夫より氏は我邦に於ても普通教育と陸軍學校との經費其割合を得ざるみと等を述べ教員、學校、生徒及び就學兒童の數等を示して普通教育の發達を振はざる所以を陳じ政府の冷淡を攻撃して充分の答辯を與へられんみとを望み終りて日程第一に入る

株式會社第十五銀行株式を世襲財産となすの件法律案

第一讀會（可決）

德川特別議員長、委員會の結果を報告して曰く賛成論者は第十五銀行株式は華族の世襲財産となすを至當なりとし反對論者は世襲財産とするは敢て不可なしと雖も猶ほ第十五銀行は開設以來六名の委員中五名の賛成にて可決すべきものと認む我子爵は其一名の委員は他の銀行の重役でもあるかと問ふるに對し德川公爵は反對者は本日欠席せりと述べ答辯を中止して降壇し次に上杉伯爵は第十五銀行私立華族の益政府は特別の保護を與へるかと質問する旨答辯し議會を省略す

明治廿五年法律第十號第十條第二項及び明治廿五年法律第十號第十條第二項及び明治廿五年法律第十號第十條第二項及び